

対応はお済みですか？

# 清涼飲料水・ミネラルウォーターの 規格基準が変わりました！

**低価格 短納期 高品質**

食品製造業様向け

## 水質検査のご案内

新規格基準対応

### ■ミネラルウォーター類成分規格(殺除・除菌有)42項目検査

通常価格 150,000円 → **特価 90,000円** 消費税 送料別

※サンプル量：製品の状態(未開封)で2.5L以上必要です。

### ■清涼飲料水製造基準43項目検査

通常価格 150,000円 → **特価 90,000円** 消費税 送料別

※ご依頼の際は弊社から宅配便にて専用の採水容器をお届けします。(必要最低量:3L以上)

### 規格基準改正の内容

「食品、添加物等の規格基準」が一部改正されました。  
厚生省告示第370号 一部改正  
(平成26年 厚生労働省告示第482号)

＜施行：平成26年12月22日＞  
公布日から適用。但し、平成27年12月31日までに製造され、  
又は輸入される清涼飲料水及び粉末飲料水は猶予。

#### ◇主な改正点

- 成分規格の項目が大幅に追加されました。**  
製造基準(原水)の項目が大幅に成分規格へ移行され、主に成分規格にて規制されました。
- 清涼飲料水及び粉末清涼飲料水において下記2点が変わりました。**  
成分規格のカドミウムが削除されました。また、スズが金属容器包装入りのものに限定されました。
- 「飲用適の水」が「食品製造用水」に変わりました。**  
「飲用適の水」が「食品製造用水」に、「飲用適の流水」を「流水(食品製造用水に限る。)」に、「飲用適の冷水」が「冷水(食品製造用水に限る。)」に改められました。

### 改正前後の比較表

#### ■改正前

成分規格	混濁・沈殿物・ヒ素・鉛・カドミウム・スズ・大腸菌群など	
製造基準	(1)ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料、原料用果汁以外の清涼飲料水	1.原料
		2.原水：飲用適の水(水道水又は清涼飲料水の原水の基準26項目に適合する水)
	(2)ミネラルウォーター類	1.原水(水道水又はミネラルウォーター類の原水の基準18項目に適合する水)
	(3)冷凍果実飲料	
	(4)原料用果汁	

#### ■改正後

成分規格	(1)一般規格	混濁・沈殿物・スズ(金属容器の場合)・大腸菌群
	(2)個別規格	1.ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行わないもの) 裏面(14項目)・腸球菌及び緑菌数※1 ※1 容器包装内の二酸化炭素圧力が98kPa未満の場合 2.ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行うもの) 裏面(39項目) 3.ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水 ヒ素及び鉛(りんご果汁などはパツリン)
製造基準	(1)一般基準	製造に使用する器具及び容器包装について
	(2)個別基準	1.ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行わない、かつ容器包装内の二酸化炭素圧力が98kPa未満のもの)芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌・腸球菌・緑菌数・大腸菌群・細菌数
		2.ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行わない、かつ容器包装内の二酸化炭素圧力が98kPa以上のもの)細菌数・大腸菌群
		3.ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行うもの)細菌数・大腸菌群
		4.ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水
		5.冷凍果実飲料
6.原料用果汁		

### 株式会社日吉は、創業60年の環境分析のリーディングカンパニーです。

ISO/IEC 17025  
試験所認定取得※2



弊社は81種の許認可、延べ約1,800名の保有資格者による確かな技術と豊富な経験で、安心で高品質なサービスを皆さまにご提供しています。

詳しい会社情報は  
ホームページへ

**株式会社日吉**

検索

関連許可・登録事業

〔衛生検査〕  
〔環境〕  
〔食品(農産物)〕  
〔飼料〕

- ① 厚生労働省水質検査機関 第72号
- ② 衛生検査所登録 滋賀県 滋衛検第13号
- ③ 計量証明事業登録(濃度) 滋賀県 第6号
- ④ 特定温度に係る計量証明登録 滋賀県 第03-01号
- ⑤ 食品衛生法登録検査機関 厚生労働省発近厚第1023第2号
- ⑥ 飼料安全法登録検定機関 農林水産省 検第7号

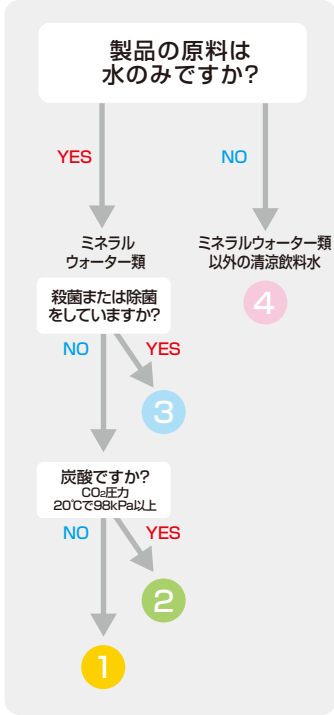
ISO/IEC 17025試験所認定取得※2 …… ISO/IEC 17025は食品中の残留農薬分析、ケイラックスアッセイ(ダイオキシン類分析)の範囲にて認定取得

# 清涼飲料水・ミネラルウォーターの検査項目・規格基準値一覧

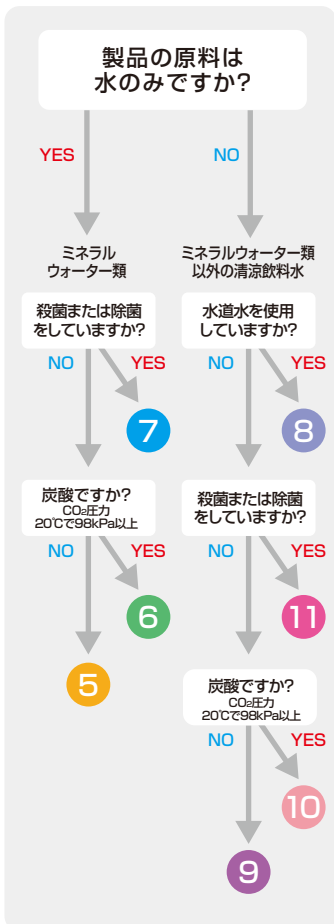
※1 項目数は、スズ(金属製容器の場合)・パツリン(りんご果汁の場合)以外の数です

検査は成分規格、製造基準の各検査が必要です。下記フロー図から対象となる検査項目をご確認下さい。

## 1.成分規格



## 2.製造基準



1 成分規格		1	2	3	4	規格値				
		19項目 ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無) CO <sub>2</sub> 圧力98kPa未満(20°C)	17項目 ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有) CO <sub>2</sub> 圧力98kPa以上(20°C)	42項目 ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)	5項目 ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水					
一般規格	1	混濁	○	○	○	認めない				
	2	沈殿物又は固形の異物	○	○	○	認めない				
	3	スズ(金属製容器包装の場合)	(○)	(○)	(○)	150.0ppm以下				
	4	大腸菌群	○	○	○	陰性				
	個別規格	1	亜鉛	○	○	○	5mg/L以下			
		2	カドミウム	○	○	○	0.003mg/L以下			
		3	水銀	○	○	○	0.0005mg/L以下			
		4	セレン	○	○	○	0.01mg/L以下			
		5	銅	○	○	○	1mg/L以下			
		6	鉛	○	○	○	0.05mg/L以下			
		7	バリウム	○	○	○	1mg/L以下			
		8	ヒ素	○	○	○	0.05mg/L以下			
		9	マンガン	○	○	○	2mg/L以下			
		10	六価クロム	○	○	○	0.05mg/L以下			
		11	亜塩素酸				0.6mg/L以下			
		12	塩素酸				0.6mg/L以下			
		13	クロロホルム				0.06mg/L以下			
		14	残留塩素				3mg/L以下			
		15	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	○	○	○	0.01mg/L以下			
		16	四塩化炭素				0.002mg/L以下			
		17	1,4-ジオキサン				0.04mg/L以下			
		18	ジクロロアセトニトリル				0.01mg/L以下			
		19	1,2-ジクロロエタン				0.004mg/L以下			
		20	ジクロロメタン				0.02mg/L以下			
		21	シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン				総和0.04mg/L以下			
		22	ジブromクロロメタン				0.1mg/L以下			
		23	臭素酸				0.01mg/L以下			
		24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○	○	10mg/L以下			
		25	総トリハロメタン				0.1mg/L以下			
		26	テトラクロロエチレン				0.01mg/L以下			
		27	トリクロロエチレン				0.004mg/L以下			
		28	トルエン				0.4mg/L以下			
		29	フッ素	○	○	○	2mg/L以下			
		30	ブromジクロロメタン				0.03mg/L以下			
		31	ブromホルム				0.09mg/L以下			
		32	ベンゼン				0.01mg/L以下			
		33	ホウ素	○	○	○	30mg/L以下(ホウ酸として)			
		34	ホルムアルデヒド				0.08mg/L以下			
		35	有機物等(全有機炭素)				3mg/L以下			
		36	味				異常でないこと			
		37	臭気				異常でないこと			
		38	色度				5度以下			
		39	濁度				2度以下			
		40	腸球菌	○			陰性			
41		緑膿菌	○			陰性				
42		ヒ素				○ 不検出				
43		鉛				○ 不検出				
44		パツリン				(○)りんご果汁の場合 0.050ppm以下				
2 製造基準		5	6	7	8	9	10	11	基準値	
		5項目 ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無) CO <sub>2</sub> 圧力 98kPa未満(20°C)	2項目 ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有) CO <sub>2</sub> 圧力 98kPa以上(20°C)	2項目 ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)	51項目 ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水	21項目	18項目	43項目		
個別基準	1	芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌	○						陰性	
	2	腸球菌	○						陰性	
	3	緑膿菌	○						陰性	
	4	大腸菌群	○	○	○				陰性	
	5	細菌数	○※2	○	○				100以下/mL(※2のみ5以下)	
	6	水道水質基準(水道水)51項目				○				水道水質基準適合
		ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無、CO <sub>2</sub> 圧力98kPa未満)【②の個別規格14項目+⑤5項目】					○(19項目)			成分規格及び製造基準の個別基準に適合
		ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無、CO <sub>2</sub> 圧力98kPa以上)【②の個別規格14項目+⑥2項目】						○(16項目)		成分規格及び製造基準の個別基準に適合
	ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)【③の個別規格39項目+⑦2項目】						○(41項目)		成分規格及び製造基準の個別基準に適合	
7	鉄					○	○	○	0.3mg/L以下	
8	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○	○	○	300mg/L以下	